# 関係法令抜粋

令和3年7月6日 国土交通省大 阪 航 空 局 国土交通省九州地方整備局

# □環境影響評価法

#### (定義)

## 第二条 (省略)

- 2 この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であって、規模(形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。)が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。
  - 一次に掲げる事業の種類のいずれかに該当する一の事業であること。

イ~ハ(省略)

二 <u>空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港その他の飛行場及び</u> その施設の設置又は変更の事業

ホ~ワ(省略)

## (配慮書の作成等)

- **第三条の三** 第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成しなければならない。
  - 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - 二 第一種事業の目的及び内容
  - 三 事業実施想定区域及びその周囲の概況
  - 四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
  - 五 その他環境省令で定める事項
- 2 相互に関連する二以上の第一種事業を実施しようとする場合は、当該第一種事業を実施しようとする者は、これらの第一種事業について、併せて配慮書を作成することができる。

#### (主務大臣の意見)

第三条の六 主務大臣は、第三条の四第一項の規定による送付を受けたときは、必要に応 じ、政令で定める期間内に、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書について 環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、前 条の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

#### (方法書の作成)

**第五条** 事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、 第三条の六の意見が述べられたときはこれを勘案して、第三条の二第一項の事業が実施 されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項(配慮書を作成していない場合においては、第四号から第六号までに掲げる事項を除く。)を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。

- 一 <u>事業者の氏名及び住所</u>(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務 所の所在地)
- 二 対象事業の目的及び内容
- 三 <u>対象事業が実施されるべき区域</u>(以下「対象事業実施区域」という。)及びその 周囲の概況
- 四 第三条の三第一項第四号に掲げる事項
- 五 第三条の六の主務大臣の意見
- 六 前号の意見についての事業者の見解
- 七 対象事業に係る<u>環境影響評価の項目</u>並びに<u>調査、予測及び評価の手法</u>(当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目)
- 八 その他環境省令で定める事項
- 2 相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

#### (方法書についての意見書の提出)

- 第八条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第七条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。
- 2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、環境省令で定める。

#### (環境影響評価の項目等の選定)

第十一条 事業者は、前条第一項、第四項又は第五項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見に配意して第五条第一項第七号に掲げる事項に検討を加え、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに<u>主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法</u>を選定しなければならない。

2~4(省略)

# □環境影響評価法施行令

# (第一種事業)

第一条 環境影響評価法(以下「法」という。)第二条第二項の政令で定める事業は、別表 第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる要件に該当する 一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三 の項までの第二欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、公有水面の埋立て又は干拓 (同表の七の項の第二欄に掲げる要件に該当するもの及び同表の七の項の第三欄に掲げ る要件に該当することを理由として法第四条第三項第一号の措置がとられたものに限 る。以下「対象公有水面埋立て等」という。)を伴うものであるときは、対象公有水面埋 立て等である部分を除くものとする。

別表第一 (第一条、第三条、第七条関係)

事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
一~三(省略)			
四 法第二条第	イ 飛行場及びその施設	飛行場及びその施設の設置の事業	事業主体が国以外
二項第一号二に	の設置の事業(長さが二	(長さが千八百七十五メートル以	の者である場合に
掲げる事業の種	千五百メートル以上であ	上二千五百メートル未満である滑	つき、航空法(昭
類	る滑走路を設けるものに	走路を設けるものに限るものと	和二十七年法律第
	限る。)	し、この項のイの第二欄に掲げる	二百三十一号)第
		要件に該当するものを除く。)	三十八条第一項
	ロ 滑走路の新設を伴う	滑走路の新設を伴う飛行場及びそ	事業主体が国以外
	飛行場及びその施設の変	の施設の変更の事業(新設する滑	の者である場合に
	更の事業(新設する滑走	走路の長さが千八百七十五メート	つき、航空法第四
	路の長さが二千五百メー	ル以上二千五百メートル未満であ	十三条第一項
	トル以上であるものに限	るものに限るものとし、この項の	
	る。)	ロの第二欄に掲げる要件に該当す	
		るものを除く。)	
	ハ 滑走路の延長を伴う	滑走路の延長を伴う飛行場及びそ	
	飛行場及びその施設の変	の施設の変更の事業(延長後の滑	
	更の事業(延長後の滑走	走路の長さが千八百七十五メート	
	路の長さが二千五百メー	ル以上であり、かつ、滑走路を三	
	トル以上であり、かつ、	百七十五メートル以上延長するも	
	滑走路を五百メートル以	のに限るものとし、この項のハの	
	上延長するものに限る。)	第二欄に掲げる要件に該当するも	
		のを除く。)	
五~十三(省略)			

□飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年運輸省令第36号)

# (環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握)

- 第二十条 事業者は、対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象飛行場設置等事業の内容(以下この条、次条第二項及び第三項、同条第五項において読み替えて準用する第五条第四項、第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項、第二十七条並びに第三十二条において「事業特性」という。)並びに対象飛行場設置等事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(以下この条、次条において読み替えて準用する第五条第四項、第二十四条、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項、第二十七条及び第三十二条において「地域特性」という。)に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。
  - ー 事業特性に関する情報
    - イ 対象飛行場設置等事業の種類
    - ロ 対象飛行場設置等事業実施区域の位置
    - ハ 対象飛行場設置等事業の規模
    - ニ 対象飛行場設置等事業に係る区域の面積
    - ホ 対象飛行場設置等事業に係る飛行場の利用を予定する航空機の種類
    - へ 対象飛行場設置等事業の工事計画の概要
    - ト その他の対象飛行場設置等事業に関する事項
    - 二 地域特性に関する情報
    - イ 自然的状況
    - (1) 大気環境の状況
    - (2) 水環境の状況
    - (3) 土壌及び地盤の状況
    - (4) 地形及び地質の状況
    - (5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
    - (6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況
    - (7) 一般環境中の放射性物質の状況
    - 口 社会的状况
    - (1) 人口及び産業の状況
    - (2) 土地利用の状況

- (3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- (4) 交通の状況
- (5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- (6) 下水道の整備の状況
- (7) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該 対象に係る規制の内容その他の状況
- (8) その他の事項
- 2 事業者は、前項第一号に掲げる情報の把握に当たっては、当該対象飛行場設置等事業 の内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を把握 するよう留意するものとする。
- 3 事業者は、第一項第二号に掲げる情報の把握に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
  - 一 入手可能な最新の文献その他の資料により把握すること。この場合において、当該 資料の出典を明らかにできるよう整理すること。
  - 二 必要に応じ、対象飛行場設置等事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体(以下「関係する地方公共団体」という。)又は専門家等からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めること。
  - 三 当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握すること。

#### (環境影響評価の項目の選定)

- 第二十一条 事業者は、対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、別表第一に掲げる一般的な事業の内容(同表備考第二号イからハまでに掲げる特性を有する飛行場設置等事業の当該特性をいう。以下同じ。)によって行われる対象飛行場設置等事業に伴う影響要因について同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目(以下「参考項目」という。)を勘案して選定しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りでない。
  - 一参考項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合
  - 二 対象飛行場設置等事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合
- 2 事業者は、前項本文の規定による選定に当たっては、一般的な事業の内容と事業特性 との相違を把握するものとする。
- 3 事業者は、第一項本文の規定による選定に当たっては、対象飛行場設置等事業に伴う 影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大 性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において、事業者 は、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作

物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

- 一対象飛行場設置等事業に係る工事の実施(対象飛行場設置等事業の一部として行う 対象飛行場設置等事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄を含む。)
- 二 対象飛行場設置等事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象飛行場設置等事業の目的に含まれるもの(別表第一において「土地又は工作物の存在及び供用」という。)
- 三 対象飛行場設置等事業の目的として設置される工作物の撤去又は廃棄が予定されている場合にあっては、当該撤去又は廃棄
- 4 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無 及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された 環境要素ごとに行うものとする。
  - 一環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

#### イ 大気環境

- (1) 大気質
- (2) 騒音及び超低周波音
- (3) 振動
- (4) 悪臭
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素
- 口 水環境
- (1) 水質
- (2) 水底の底質
- (3) 地下水の水質及び水位
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素
- ハ 土壌に係る環境その他の環境
  - (1) 地形及び地質
  - (2) 地盤
  - (3) 土壌
  - (4) その他の環境要素
- 二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価され るべき環境要素
  - イ 動物
  - 口植物
  - ハ 生態系
- 三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境 要素

#### イ 景観

- ロ 人と自然との触れ合いの活動の場
- 四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素
  - イ 廃棄物等 (廃棄物及び副産物をいう。次条第一項第六号及び別表第一において同 じ。)
  - ロ 温室効果ガス等
- 五 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素
  - イ 放射線の量
- 5 第五条第四項から第六項までの規定は、第一項本文の規定による選定について準用する。この場合において、同条第四項から第六項までの規定中「第一種飛行場設置等事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、同条第四項及び第六項中「第一項」とあるのは「第二十一条第一項本文」と、同条第四項中「前条」とあるのは「第二十条」と、同条第五項中「前項」とあるのは「第二十一条第五項において読み替えて準用する前項」と、同条第六項中「同項」とあるのは「同項本文」と、「事項(以下「選定事項」という。)について」とあるのは「項目(以下この条、次条、第二十四条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第七条第二項、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項、第二十六条、第二十九条及び第三十二条において「選定項目」という。)として」と読み替えるものとする。
- 6 事業者は、環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目 の選定に係る新たな事情が生じた場合にあっては、必要に応じ第一項本文の規定により 選定項目の見直しを行わなければならない。

# (環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法)

- 第二十二条 対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、 事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第二十七条までに定める ところにより選定するものとする。
  - 一 前条第四項第一号に掲げる環境要素に係る選定項目については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。
  - 二 前条第四項第二号イ及び口に掲げる環境要素に係る選定項目については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
  - 三 前条第四項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性(生態系の上位に位置する性質をいう。別表第二において同

- じ。)、典型性(地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。別表第二において同じ。)及び特殊性(特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。別表第二において同じ。)の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。
- 四 前条第四項第三号イに掲げる環境要素に係る選定項目については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- 五 前条第四項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場及びその利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- 六 前条第四項第四号に掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等に関して はその発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関 してはその発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。
- 七 前条第四項第五号に掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化 を把握できること。
- 2 事業者は、前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

#### (参考手法)

- 第二十三条 事業者は、対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法 (参考項目に係るものに限る。)を選定するに当たっては、各参考項目ごとに別表第二 に掲げる参考となる調査及び予測の手法(以下この条及び別表第二において「参考手 法」という。)を勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、最適 な手法を選定しなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、一般的な事業の内容と事業特性との 相違を把握するものとする。
- 3 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定することができる。
  - 一 当該参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
  - 二 対象飛行場設置等事業実施区域又はその周囲に、当該参考項目に関する環境影響を 受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
  - 三 類似の事例により当該参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
  - 四 当該参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。

- 4 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法 より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。
  - ー 事業特性により、当該参考項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれ があること。
  - 二 対象飛行場設置等事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のイ、ロ又はハに規定する参考項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
    - イ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象
    - ロ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定 された地域その他の対象
    - ハ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化 するおそれがある地域

## (環境影響評価の項目に係る調査の手法)

- 第二十四条 事業者は、対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、並びに地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえ、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。
  - 一 調査すべき情報選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報
  - 二 調査の基本的な手法国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料の入 手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報 を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法
  - 三 調査の対象とする地域(次項において読み替えて準用する第七条第四項、次条及び別表第二において「調査地域」という。)対象飛行場設置等事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域
  - 四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における 当該地点(別表第二において「調査地点」という。)調査すべき情報の内容及び特に 環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点
  - 五 調査に係る期間、時期又は時間帯(別表第二において「調査期間等」という。)調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期 又は時間帯

- 2 第七条第二項から第四項までの規定は、前項の対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第二十四条第一項第二号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第三項及び第四項中「第一種飛行場設置等事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同条第三項中「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たって」と、同条第四項中「文献名その他の当該情報の出自等」とあるのは「文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。
- 3 第一項第五号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう調査に係る期間を選定するものとし、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じ調査すべき情報に大きな変化がないことが想定される時期に調査を開始するように調査に係る期間を選定するものとする。
- 4 事業者は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにしなければならない。

## (環境影響評価の項目に係る予測の手法)

- 第二十五条 事業者は、対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第二十三条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。
  - 一 予測の基本的な手法環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握する手法
  - 二 予測の対象とする地域(次項において読み替えて準用する第八条第三項及び別表第 二において「予測地域」という。)調査地域のうちから適切に選定された地域
  - 三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点(別表第二において「予測地点」という。)選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点
  - 四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯(別表第二において「予測対象時期等」という。)供用開始後定常状態になる時期及び環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る。)、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

- 2 第八条第二項から第四項までの規定は、前項の対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第一号」とあるのは「第二十五条第一項第一号」と、同条第三項及び第四項中「第一種飛行場設置等事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「第一項」とあるのは「第二十五条第一項」と、同条第三項中「予測の前提となる条件その他の」とあるのは「予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第四項中「第一種飛行場設置等事業に」とあるのは「対象飛行場設置等事業に」と、「しなければならない」とあるのは「しなければならない。この場合において、予測の不確実性の程度については、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により把握するものとする」と読み替えるものとする。
- 3 第一項第四号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象飛行場設置等事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあっては、必要に応じ同号に規定する時期での予測に加え中間的な時期での予測を行うものとする。
- 4 事業者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象飛行場設置 等事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地 域の将来の環境の状況(将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を 勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況)を明らかにできるよう 整理し、これを勘案して予測が行われるようにしなければならない。この場合におい て、将来の環境の状況は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して推定するとと もに、将来の環境の状況の推定に当たって、国又は関係する地方公共団体が実施する環 境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるよう整 理するものとする。

#### (環境影響評価の項目に係る評価の手法)

- **第二十六条** 事業者は、対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。
  - 一 調査及び予測の結果並びに第二十九条第一項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象飛行場設置等事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること。
  - 二 前号に掲げる手法は、評価の根拠及び評価に関する検討の経緯を明らかにできるようにするものであること。

- 三 国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標 と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。
- 四 前号に掲げる手法は、次に掲げるものであること。
  - イ 当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるようにするもの。
  - ロ 工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準 と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討するもの。
- 五 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置 の内容を明らかにできるようにすること。

## (環境影響評価の項目に係る手法選定に当たっての留意事項)

- 第二十七条 事業者は、対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価 の手法(以下この条において「手法」という。)を選定するに当たっては、第二十条の 規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等 の助言を受けて選定するものとする。
- 2 事業者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び 当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専 門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。
- 3 事業者は、環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたと きは、必要に応じ手法の見直しを行わなければならない。
- 4 事業者は、手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

## 別表第一 参考項目 (第二十一条関係)

	影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の 存在及び供用		
環境要素の区分				一時的な影響造成等の施工による	建設機械の稼働	に用いる車両の運行資材及び機械の運搬	飛行場の存在	航空機の運航	飛行場の施設の供用
		大気質	窒素酸化物		0	0		0	0
	大気環境	八双貝	粉じん等	C	)	0			
環境の自然的構成要	八叉珠头	騒音	騒音		0	0		0	
素の良好な状態の保 持を旨として調査、		振動	振動		0	0			
予測及び評価される	-m +-		水の汚れ						0
べき環境要素	水環境	水質	土砂による水の 濁り						
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び 地質	重要な地形及び 地質				0		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系	動物		重要な種及び注 目すべき生息地				0		
的保全を旨として調 査、予測及び評価さ	植物		重要な種及び群 落				0		
れるべき環境要素	生態系		地域を特徴づけ る生態系				0		
人と自然との豊かな 触れ合いの確保を旨 として調査、予測及	景観		主要な眺望点及 び景観資源並び に主要な眺望景 観				0		
び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ 動の場	1合いの活	主要な人と自然 との触れ合いの活動の場				0		
環境への負荷の量の 程度により予測及び 評価されるべき環境 要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物	0					
一般環境中の放射性 物質について調査、 予測及び評価される べき環境要素	放射線の量		放射線の量	<b>*</b> 0	<b>*</b> 0	<b>*</b> 0			

#### 備考

- 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。
  二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する飛行場設置等事業の内容を踏まえて区分したもので
- 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する飛行場設置等事業の内容を踏まえて区分したものである。
- イ 建設機械を用いて、飛行場及びその施設の設置又は変更に係る工事を行うこと。
- ロ 車両により、資材及び機械の運搬を行うこと。
- ハ 工事の完了後、当該事業の目的である施設が存在し、かつ、当該飛行場が航空機の運航の用に供されること。
- 三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- ハ この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との 触れ合いの活動の場をいう。
- 九 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

# 別表第二 参考手法 (第二十三条関係)

参考項目		参考手法	
環境要素	影響要因	調査の手法	予測の手法
の区分	の区分		
窒素酸化	建設機械	一 調査すべき情報	ー 予測の基本的な手法
物	の稼働	気象の状況	事例の引用又は解析
		二 調査の基本的な手法	二 予測地域
		文献その他の資料及び現地調査による情報の収集	調査地域のうち、窒素酸化物の
		並びに当該情報の整理及び解析	拡散の特性を踏まえて窒素酸
		三 調査地域	化物に係る環境影響を受ける
		窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に	おそれがあると認められる地域
		係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地	三 予測地点
		域	窒素酸化物の拡散の特性を踏
		四 調査地点	まえて予測地域における窒素
		窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域にお	酸化物に係る環境影響を的確
		ける窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価	に把握できる地点
		するために必要な情報を適切かつ効果的に把握で	四 予測対象時期等
		きる地点	建設機械の稼働による窒素酸
		五 調査期間等	化物に係る環境影響が最大と
		窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域にお	なる時期
		ける窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価	
		するために必要な情報を適切かつ効果的に把握で	
		きる期間及び時期	
	資材及び	一 調査すべき情報	ー 予測の基本的な手法
	機械の運	気象の状況	事例の引用又は解析
	搬に用い	二 調査の基本的な手法	二 予測地域
	る車両の	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集	調査地域のうち、窒素酸化物の
	運行	並びに当該情報の整理及び解析	拡散の特性を踏まえて窒素酸
		三 調査地域	化物に係る環境影響を受ける
		窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に	おそれがあると認められる地域
		係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地	三 予測地点
		域	窒素酸化物の拡散の特性を踏
		四 調査地点	まえて予測地域における窒素
		窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域にお	酸化物に係る環境影響を的確
		ける窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価	に把握できる地点
		するために必要な情報を適切かつ効果的に把握で	四 予測対象時期等
		きる地点	資材及び機械の運搬に用いる
		五 調査期間等	車両の運行による窒素酸化物

	窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域にお	に係る環境影響が最大となる
	ける窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価	時期
	するために必要な情報を適切かつ効果的に把握で	
	きる期間及び時期	
航空機の	一 調査すべき情報	一 予測の基本的な手法
運航	イ 二酸化窒素の濃度の状況	プルーム式及びパフ式による計
	ロ 気象の状況	算
	二 調査の基本的な手法	二 予測地域
	文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲	調査地域のうち、窒素酸化物の
	げる情報については、それぞれ次に定める方法を用	拡散の特性を踏まえて窒素酸
	いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整	化物に係る環境影響を受ける
	理及び解析	おそれがあると認められる地域
	   イ 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環	三 予測地点
	   境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法	   窒素酸化物の拡散の特性を踏
	ロ 風の状況 気象業務法施行規則(昭和二十七年	まえて予測地域における窒素
	運輸省令第百一号)第一条の二の表第一号トに規	酸化物に係る環境影響を的確
	定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限	に把握できる地点
	る。)又は同規則第一条の三の表第六号イに規定す	四 予測対象時期等
	る風向の観測の方法及び同号口に規定する風速の	飛行場の施設の供用が定常状
	観測の方法	態であり、適切に予測できる時
	三 調査地域	期
	窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に	
	係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地	
	域	
	四 調査地点	
	窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域にお	
	ける窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価	
	するために必要な情報を適切かつ効果的に把握で	
	きる地点	
	五 調査期間等	
	春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間	
飛行場の	一 調査すべき情報	一 予測の基本的な手法
施設の供	イ 二酸化窒素の濃度の状況	プルーム式及びパフ式による計
用	ロ 気象の状況	算
	二 調査の基本的な手法	二 予測地域
	文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲	調査地域のうち、窒素酸化物の
	げる情報については、それぞれ次に定める方法を用	拡散の特性を踏まえて窒素酸
	いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整	化物に係る環境影響を受ける
	•	•

IH T- 1 677 七	し割めこれて地世
	と認められる地域
イ 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環 三 予測地点	\+\-\+\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\
	拡散の特性を踏
	域における窒素
	環境影響を的確
測した場合に限る。)又は同規則第一条の三の表第   に把握できるは	
一	時期等
規定する風速の観測の方法   飛行場の施設	の供用が定常状
三調査地域   態であり、適ち	刀に予測できる時
窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に 期	
係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地	
域	
四調査地点	
窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域にお	
ける窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価	
するために必要な情報を適切かつ効果的に把握で	
きる地点	
五 調査期間等	
春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間	
粉じん等 造成等の 一 調査すべき情報 一 予測の基	本的な手法
施工によ 気象の状況 事例の引用又	は解析
る一時的 二 調査の基本的な手法 ニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニー	
な影響及 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集 調査地域のう	ち、粉じん等の拡
び建設機 並びに当該情報の整理及び解析 散の特性を踏	まえて粉じん等に
械の稼働 三 調査地域 係る環境影響	を受けるおそれ
粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環 があると認め	られる地域
境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点	
四調査地点 粉じん等の拡	散の特性を踏ま
粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域におけるえて予測地域	における粉じん等
粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するたに係る環境影	響を的確に把握
めに必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地できる地点	
点	
	時期等
	時期等 『働による粉じん
粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するための時期	動による粉じん
	動による粉じん

	資材及び	一 調査すべき情報	一 予測の基本的な手法
	機械の運	   気象の状況	   事例の引用又は解析
	搬に用い	  二 調査の基本的な手法	二 予測地域
	る車両の	   文献その他の資料及び現地調査による情報の収集	   調査地域のうち、粉じん等の拡
	運行	   並びに当該情報の整理及び解析	   散の特性を踏まえて粉じん等に
		三 調査地域	   係る環境影響を受けるおそれ
		│ │ 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環	があると認められる地域
		   境影響を受けるおそれがあると認められる地域	三 予測地点
		   四 調査地点	  粉じん等の拡散の特性を踏ま
		│ │ 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における	   えて予測地域における粉じん等
		│ │ 粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するた	   に係る環境影響を的確に把握
		めに必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地	できる地点
		点	四 予測対象時期等
		五 調査期間等	資材及び機械の運搬に用いる
		粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における	車両の運行による粉じん等に
		粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するた	係る環境影響が最大となる時
		めに必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期	期
		間、時期及び時間帯	
騒音	建設機械	一 調査すべき情報	一 予測の基本的な手法
	の稼働	イ 騒音の状況	音の伝搬理論に基づく予測式
		ロ 地表面の状況	による計算
		二 調査の基本的な手法	二 予測地域
		文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の	調査地域のうち、音の伝搬の特
		状況については、騒音規制法第十五条第一項の規	性を踏まえて騒音に係る環境
		定により定められた特定建設作業に伴って発生する	影響を受けるおそれがあると認
		騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の	められる地域
		方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情	三 予測地点
		報の整理及び解析	音の伝搬の特性を踏まえて予
		三 調査地域	測地域における騒音に係る環
		音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を	境影響を的確に把握できる地
		受けるおそれがあると認められる地域	点
		四 調査地点	四 予測対象時期等
		音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音	建設機械の稼働による騒音に
		に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要	係る環境影響が最大となる時
		な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	期
		五 調査期間等	
		音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音	
		に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要	

	たはおも済切かの効果がに加根できて期間、味物で	
	な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及 が、	
'/2 T _ a ^ `	び時間帯	フロのサナルトイン
資材及び	一 調査すべき情報	ー 予測の基本的な手法
機械の運	イ 騒音の状況	音の伝搬理論に基づく予測式
搬に用い	口 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予	による計算
る車両の	想される道路の沿道の状況	二 予測地域
運行	二 調査の基本的な手法 	調査地域のうち、音の伝搬の特
	文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の	性を踏まえて騒音に係る環境 
	状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒	影響を受けるおそれがあると認
	音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集	められる地域
	並びに当該情報の整理及び解析	三 予測地点
	三 調査地域	音の伝搬の特性を踏まえて予
	音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を	測地域における騒音に係る環
	受けるおそれがあると認められる地域	境影響を的確に把握できる地
	四 調査地点	点
	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音	四 予測対象時期等
	に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要	資材及び機械の運搬に用いる
	な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	車両の運行による騒音に係る
	五 調査期間等	環境影響が最大となる時期
	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音	
	に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要	
	な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及	
	び時間帯	
航空機の	一 調査すべき情報	一 予測の基本的な手法
運航	騒音の状況	公共用飛行場周辺における航
	ニ 調査の基本的な手法	空機騒音による障害の防止等
	文献その他の資料及び現地調査による情報(飛行場	に関する法律施行規則(昭和四
	及びその施設の設置の事業にあっては騒音に係る	十九年運輸省令第六号)第一
	   環境基準に規定する騒音の測定の方法を、飛行場	条第一項に規定する算定方法
	   及びその施設の変更の事業にあっては航空機騒音	二 予測地域
	   に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用	  調査地域のうち、音の伝搬の特
	   いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整	   性を踏まえて騒音に係る環境
	   理及び解析	   影響を受けるおそれがあると認
	三二三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三	められる地域
	一	三 予測対象時期等
	受けるおそれがあると認められる地域	一
	四調査地点	態であり、適切に予測できる時
	一	期
		.41

		<del>-</del>	
		に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要	
		な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	
		五 調査期間等	
		音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音	
		に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要	
		な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及	
		び時間帯	
振動	建設機械	一 調査すべき情報	一 予測の基本的な手法
	の稼働	地盤の状況	事例の引用又は解析
		二 調査の基本的な手法	二 予測地域
		文献その他の資料及び現地調査による情報の収集	調査地域のうち、振動の伝搬の
		並びに当該情報の整理及び解析	特性を踏まえて振動に係る環
		三 調査地域	境影響を受けるおそれがあると
		振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響	認められる地域
		を受けるおそれがあると認められる地域	三 予測地点
		四 調査地点	振動の伝搬の特性を踏まえて
		振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振	予測地域における振動に係る
		動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必	環境影響を的確に把握できる
		要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	地点
		五 調査期間等	四 予測対象時期等
		振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振	建設機械の稼働による振動に
		動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必	係る環境影響が最大となる時
		要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び	期
		時期	
	資材及び	一 調査すべき情報	一 予測の基本的な手法
	機械の運	イ 振動の状況	振動レベルの八十パーセントレ
	搬に用い	ロ 地盤の状況	ンジの上端値を予測するため
	る車両の	二 調査の基本的な手法	の式を用いた計算
	運行	文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の	二 予測地域
		状況については、振動規制法施行規則(昭和五十一	調査地域のうち、振動の伝搬の
		年総理府令第五十八号)別表第二備考4及び7に規	特性を踏まえて振動に係る環
		定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)	境影響を受けるおそれがあると
		の収集並びに当該情報の整理及び解析	認められる地域
		三 調査地域	三 予測地点
		振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響	振動の伝搬の特性を踏まえて
		を受けるおそれがあると認められる地域	予測地域における振動に係る
		四 調査地点	環境影響を的確に把握できる
		振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振	地点

		動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必	四 予測対象時期等
		要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	   資材及び機械の運搬に用いる
		五 調査期間等	車両の運行による振動に係る
		振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振	環境影響が最大となる時期
		   動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必	
		   要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期	
		及び時間帯	
水の汚れ	飛行場の	一 調査すべき情報	
	施設の供	   国又は地方公共団体による水質に係る規制等の状	   原単位法により生物化学的酸
	用	況	   素要求量又は化学的酸素要求
		  二 調査の基本的な手法	   量を計算
		   文献その他の資料による情報の収集及び当該情報	   二 予測地域
		の整理	   汚水を排水する公共用水域
		三 調査地域	三 予測地点
		汚水を排水する公共用水域	汚水を排水する地点
		四 調査地点	四 予測対象時期等
		汚水を排水する地点	飛行場の施設の供用が定常状
			態であり、適切に予測できる時
			期
土砂によ	造成等の	一 調査すべき情報	一 予測の基本的な手法
る水の濁	施工によ	イ 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、	浮遊物質の物質の収支に関す
IJ	る一時的	その調査時における流量の状況を含む。)	る計算又は事例の引用若しくは
	な影響	ロ 流れの状況	解析
		ハ 気象の状況	二 予測地域
		二 土質の状況	調査地域のうち、地域の特性及
		ニ 調査の基本的な手法	び土砂による水の濁りの変化
		文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物	の特性を踏まえて土砂による水
		質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準	の濁りに係る環境影響を受ける
		に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられた	おそれがあると認められる地域
		ものとする。)の収集及び当該情報の整理及び解析	三 予測地点
		三 調査地域	地域の特性及び土砂による水
		地域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性	の濁りの変化の特性を踏まえて
		を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受	予測地域における土砂による
		けるおそれがあると認められる地域	水の濁りに係る環境影響を的
		四 調査地点	確に把握できる地点
		地域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性	四 予測対象時期等
		を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに	造成等の施工による土砂によ
		係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な	

		桂紀ち海切かの効果がに柳根マキュル	スルのにいっぱって単立を組む
		情報を適切かつ効果的に把握できる地点	る水の濁りに係る環境影響が
		五調査期間等	最大となる時期
		地域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性	
		を踏まえて調査地域における造成等の施工による土 	
		砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評	
		価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握	
		できる期間及び時期	
重要な地	飛行場の	一 調査すべき情報	ー 予測の基本的な手法
形及び地	存在	イ 地形及び地質の概況	重要な地形及び地質について、
質		ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性	分布又は成立環境の改変の程
		二 調査の基本的な手法	度を踏まえた事例の引用又は
		文献その他の資料及び現地調査による情報の収集	解析
		並びに当該情報の整理及び解析	二 予測地域
		三 調査地域	調査地域のうち、地形及び地質
		対象飛行場設置等事業実施区域及びその周辺の区	の特性を踏まえて重要な地形
		域	及び地質に係る環境影響を受
		四 調査地点	けるおそれがあると認められる
		地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における	地域
		重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び	三 予測対象時期等
		評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把	地形及び地質の特性を踏まえ
		握できる地点	て重要な地形及び地質に係る
		   五 調査期間等	環境影響を的確に把握できる
		   地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における	   時期
		   重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び	
		   評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把	
		握できる時期	
重要な種	飛行場の	一 調査すべき情報	一 予測の基本的な手法
及び注目	存在	│ │ イ 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相	動物の重要な種及び注目すべ
すべき生		の状況	き生息地について、分布又は生
息地		│ │ロ 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環	息環境の改変の程度を踏まえ
		境の状況	   た事例の引用又は解析
		   ハ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が	二 予測地域
		   注目される理由である動物の種の生息の状況及び	   調査地域のうち、動物の生息の
		生息環境の状況	特性を踏まえて重要な種及び
		二・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	注目すべき生息地に係る環境
		文献その他の資料及び現地調査による情報の収集	影響を受けるおそれがあると認
		並びに当該情報の整理及び解析	められる地域
		三調査地域	三 予測対象時期等
		= H-17T-0-M	= 1 ((1/12/2017)1

	T		
		対象飛行場設置等事業実施区域及びその周辺の区	動物の生息の特性を踏まえて
		域	重要な種及び注目すべき生息
		四 調査地点	地に係る環境影響を的確に把
		動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重	握できる時期
		要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予	
		測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効	
		果的に把握できる地点又は経路	
		五 調査期間等	
		動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重	
		要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予	
		測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効	
		果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
重要な種	飛行場の	ー 調査すべき情報	一 予測の基本的な手法
及び群落	存在	イ 種子植物その他主な植物に係る植物相及び植	植物の重要な種及び群落につ
		生の状況	いて、分布又は生育環境の改
		ロ 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及	変の程度を踏まえた事例の引
		び生育環境の状況	用又は解析
		二 調査の基本的な手法	二 予測地域
		文献その他の資料及び現地調査による情報の収集	調査地域のうち、植物の生育及
		並びに当該情報の整理及び解析	び植生の特性を踏まえて重要
		三 調査地域	な種及び群落に係る環境影響
		対象飛行場設置等事業実施区域及びその周辺の区	を受けるおそれがあると認めら
		域	れる地域
		四 調査地点	三 予測対象時期等
		植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域に	植物の生育及び植生の特性を
		おける重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、	踏まえて重要な種及び群落に
		及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的	係る環境影響を的確に把握で
		に把握できる地点又は経路	きる時期
		五 調査期間等	
		植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域に	
		おける重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、	
		及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的	
		に把握できる期間、時期及び時間帯	
地域を特	飛行場の	ー 調査すべき情報	一 予測の基本的な手法
徴づける	存在	イ 動植物その他の自然環境に係る概況	注目種等について、分布、生息
生態系		ロ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又	環境又は生育環境の改変の程
		は生息環境若しくは生育環境の状況	度を踏まえた事例の引用又は
		二 調査の基本的な手法	解析
I	l .	1	1

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集		T		
三 調査地域 対象飛行場設置等事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を内特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を内特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期 本的・確に把握できる時期 不在 一 調査すべき情報			文献その他の資料及び現地調査による情報の収集	二 予測地域
対象飛行場設置等事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境 影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地域 こ 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性及び注目種等に係る環境 影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地域における注目種等に係る環境 影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 主要な眺望点及び 保存在 イ 主要な眺望点の状況 一 調査すべき情報 イ 主要な眺望点及び景観資源に ついての分布の改変の程度を 踏まえた事例の引用又は解析 並びに主要な眺望景観の状況 こ 調査の基本的な手法 主要な眺望 一 予測の基本的な手法 主要な眺望景観の状況 こ 調査の基本的な手法 立 対に主要な眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法をの他の視覚的な表現 方法 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法をの他の視覚的な表現 方法 こ 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観についての完成予想図、カオトモンタージュ法をの他の視覚的な表現 方法 こ 調査地域 こ 予測地域 調査地域の対況を適切に把握できる地域 四 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点数び景観 に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測時時等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点数に乗る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測時時等 景観の特性を踏まえて重要な眺望景観に係る環境影響を受ける記者、れがあると認められる地域 三 予測時時等 景観の特性を踏まえて重要な眺望景観に係る環境影響をの特性を踏まえて主要な眺望景観に係る環境影響をが確切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間 帯			並びに当該情報の整理及び解析	調査地域のうち、動植物その他
域 四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特 性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境 影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適 切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特 性を踏まえて調査地域における注目種等の特 性を踏まえて調査地域における注目種等の特 性を踏まえて調査地域における注目種等の特 性を踏まえて調査地域における注目種等の特 性を踏まえて調査地域における注目種等の特 性を踏まえて調査地域における注目種等の特 性を踏まえて調査地域における注目種等の特 性を踏まえて調査地域における主題を認 立がに主要な眺望点の状況 景観資源の状況 二 調査の基本的な手法 主要な眺望景観の状況 一 景観資源の状況 一 景観資源の状況 一 調査地域の対況 景観 立がに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な 眺望景観の状況を適切に把握できる地域 四 調査地点 の状況、景観資源の状況及び主要な 眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な 眺望点の状況、景観資源の状況を適切に把握できる地域 四 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望景観に係る環境影響をデ測し、及び評価するために必要な情報を 適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査地域における主要な眺 望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて重要な眺望景観に係る環境影響を影対の特性を踏まるて重要な眺望景観に係る環境影響を必能に把握できる時期			三 調査地域	の自然環境の特性及び注目種
四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特 性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境 影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適 切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特 性及び注目種等の特性を踏ま えて注目種等に係る環境 影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適 切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 主要な眺 望点及び 素観資源 並びに主 要な眺望 一 調査すべき情報 イ 主要な眺望点の状況 ロ 景観資源の状況 コ 景観資源の状況 コ 景観資源の状況 コ 調査の基本的な手法 立 試を眺望景観の状況 ニ 調査の基本的な手法			対象飛行場設置等事業実施区域及びその周辺の区	等の特性を踏まえて注目種等
動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境 影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境 影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 主要な眺望点及び 存在 イ 主要な眺望点の状況 日景観資源の状況 つ 景観資源の状況 コ語の基本的な手法 主要な眺望 ハ 主要な眺望点の状況 コ語の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集 並びに主要な眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現 方法 主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域 万法 三調査地域 方法 三調企りに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望景観に係る環境影響を受けるまそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望景観に係る環境影響を受けるまそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望点数で発見を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間 帯			域	に係る環境影響を受けるおそ
性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境 影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適 切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等の特性を踏まる。 別かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 主要な眺望点の状況 一景観養源の状況 一景観養源の状況 一景観養源の状況 一部の基本的な手法 一部の基本的な手法 一部の基本的な手法 一部の基本的な手法 一部の基本的な手法 一部の基本的な手法 一方法 一部の基本的な手法 一部の基本的な手法 一方法 一部の基本的な手法 一方法 一部の基本的な手法 一部の基本的な手法 一方法 一部の基本的な手法 一方法 一部の基本的な手法 一方法 一部の基本的な手法 一方法 一部の基本的な手法 一方法 一部の基本的な手法 一方法 一方法 一方法 一方法 一方法 一方法 一方法 一方法 一方法 一方			四 調査地点	れがあると認められる地域
影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まるで調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 主要な眺 飛行場の			動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特	三 予測対象時期等
切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特 性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境 影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適 切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 主要な眺 望点及び 景観資源 並びに主 要な眺望 二 調査の基本的な手法 主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変の程度を 踏まえた事例の引用又は解析 並びに主要な眺望景観の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集 並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な 眺望景観の状況を適切に把握できる地域 四 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺 望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望 に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望 観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な 眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおきれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な 眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおきれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な 眺望点及び景観資源並びに主要な 眺望点及び景観資源並びに主要な 眺望点及び景観資源並びに主要な 眺望点及び景観資源並びに主要な 眺望点及び景観資源並びに主要な 眺望点及び景観資源が近に主要な 眺望点及び景観資源が近に主要な 眺望点及び景観で係る環境影響を を的確に把握できる時期			性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境	動植物その他の自然環境の特
五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境 影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯  主要な眺 望点及び 存在 イ 主要な眺望点の状況 ロ 景観資源の状況 ロ 景観資源の状況 に主要な眺望景観の状況 ニ 調査の基本的な手法 支献その他の資料及び現地調査による情報の収集 並びに主要な眺望景観の状況 ニ 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法 ニ 調査地域 主要な眺望点の状況を適切に把握できる地域 四 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺 望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望。 最初の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望。 最初の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望点及び景観が表記を記した。			影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適	性及び注目種等の特性を踏ま
動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を適け、影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯			切かつ効果的に把握できる地点又は経路	えて注目種等に係る環境影響
性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境 影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適 切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 主要な眺 望点及び 景観資源 が、主要な眺望点の状況 コ、異変な眺望点の状況 コ、異変な眺望景観の状況 こ、調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集 並びに主要な眺望景観につい での完成予想図、フォトモンター ジュ法その他の視覚的な表現 方法 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な 眺望景観の状況を適切に把握できる地域 四、調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺 望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環 境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を 適切かつ効果的に把握できる地点 五、調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺 望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三、予測対象時期等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺 望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三、予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な 眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおきなが、 第2 を対象を受けるおそれがあると認められる地域 三、予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な ・ 第2 のを対象を関資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおきなが、 ・ 第2 を対象を受けるおきなが、 ・ 第2 を受けるおきなが、 ・ 第2 を で ・ 第2 を で ・ 第2 を で ・ 第2 を ・ 第3 を ・ 第4 を ・			五 調査期間等	を的確に把握できる時期
影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯			動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特	
			性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境	
世点及び 存在 イ 主要な眺望点の状況			影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適	
望点及び 景観資源 並びに主 要な眺望 景観 景観 類な眺望 景観 のはいての分布の改変の程度を 踏まえた事例の引用又は解析 並びに主要な眺望景観の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集 並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な 眺望景観の状況を適切に把握できる地域 四 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望点程の 境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を 適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観 に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な 地望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて重査な ・ 第2 を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な ・ 地望点及び景観資源並びに主要な ・ 地望点及び景観資源並びに主要な ・ 地望点及び景観資源並びに主要な ・ 地望点及び景観資源並びに主要な ・ 地望点及び景観資源並びに主要な ・ を附値に把握できる時期			切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
景観資源 並びに主 のいての分布の改変の程度を 踏まえた事例の引用又は解析 ではいます。 の表本的な手法 ではいこ主要な眺望景観につい での完成予想図、フォトモンター がびに当該情報の整理及び解析 に関査を地域 に関査を地域 に関査を適切に把握できる地域 に関査をいるでは、景観資源の状況及び主要な いい。 の特性を踏まえて調査をいます。 の特性を踏まえて調査をいます。 の特性を踏まえて調査をいます。 の特性を踏まえて調査をいます。 の特性を踏まえて調査をいます。 の特性を踏まえて調査をいます。 の特性を踏まえて調査をいます。 の特性を踏まえて主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 の特性を踏まえて主要な いいての分布の改変の程度を 踏まえた事例の引用又は解析 がの完成予想図、フォトモンター ジュ法その他の視覚的な表現 方法 に今 予測地域 調査地域のうち、景観の特性を 踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望点及び景観資源がいた主要な の特別をいます。 に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 に係る環境影響を受けるおきる地点 に解するために必要な情報を 対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な 眺望点及び景観資源並びに主要な いいでの完成予想図、フォトモンター ジュ法その他の視覚的な表現 「調査地域のうち、景観の特性を いること認められる地域 に係る環境影響を受けるおきる の特性を踏まえて主要な いいての完成予想図、フォトモンター ジュ法その他の視覚的な表現 「に係る環境影響を受けるおきない」 を対象を関すると認められる地域 に係る環境影響をの特性を踏まえて主要な いいての完成では、対象を対象を対象を はいての完成では、対象を はいての完成では、対象を はいての会には、対象を はいていての会には、対象を はいての会には、対象を はいての会には、対象を はいての会には、対象を はいていていると はいていていると はいていていると はいていると はいると はいていると はいると はいていると はいると はいると はいると はいるないる はいるないないる はいるないないる はいるないないる はいるないるないないる はいるないないるないる はいるないるないないる はいるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるない	主要な眺	飛行場の	一 調査すべき情報	ー 予測の基本的な手法
並びに主要な眺望景観の状況 こ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集 並びに主要な眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な 眺望景観の状況を適切に把握できる地域 四 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の特性を踏まえて主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望景観に係る環境影響を発測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間 帯	望点及び	存在	イ 主要な眺望点の状況	主要な眺望点及び景観資源に
要な眺望 景観  二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集 並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な 眺望景観の状況を適切に把握できる地域 四 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺 望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を 適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺 望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそ れがあると認められる地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な 眺望点及び景観資源並びに主要な眺 望点及び景観資源並びに主要な眺 望点及び景観資源並びに主要な眺 望点及び景観資源並びに主要な眺 望点及び景観資源並びに主要な眺 望点及び景観資源並びに主要な眺 望点及び景観資源並びに主要な 眺望点及び景観資源並びに主要な 眺望点及び景観資源並びに主 要な眺望景観に係る環境影響 を的確に把握できる時期	景観資源		ロ 景観資源の状況	ついての分布の改変の程度を
京献その他の資料及び現地調査による情報の収集 並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な 眺望景観の状況を適切に把握できる地域 四 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を景観の特性を踏まえて主要な 眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響 境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を 適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間 帯	並びに主		ハ 主要な眺望景観の状況	踏まえた事例の引用又は解析
並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な 眺望景観の状況を適切に把握できる地域 四 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺 望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を 適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺 望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な 眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおぞれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な 眺望点及び景観資源並びに主要な 眺望点及び景観資源並びに主要な 眺望点及び景観資源並びに主 要な眺望景観に係る環境影響を を的確に把握できる時期	要な眺望		二 調査の基本的な手法	並びに主要な眺望景観につい
三 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な 眺望景観の状況を適切に把握できる地域 四 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を 適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望 景観の特性を踏まえて主要な 眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な 眺望点及び景観資源並びに主要な ・	景観		文献その他の資料及び現地調査による情報の収集	ての完成予想図、フォトモンター
主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な 眺望景観の状況を適切に把握できる地域 調査地域のうち、景観の特性を 踏まえて主要な眺望点及び景 観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を 適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望景観の特性を踏まえて主要な 眺望点及び景観資源並びに主要な 眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を 適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間 帯			並びに当該情報の整理及び解析	ジュ法その他の視覚的な表現
眺望景観の状況を適切に把握できる地域 四 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺 望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺 望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な 眺望点及び景観資源並びに主要な眺 望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間 帯			三 調査地域	方法
四 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を			主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な	二 予測地域
景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な時報を関点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯			眺望景観の状況を適切に把握できる地域	調査地域のうち、景観の特性を
望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそ境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を 変な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を を的確に把握できる時期 帯			四 調査地点	踏まえて主要な眺望点及び景
境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を 適切かつ効果的に把握できる地点 五調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺 望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環 境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を 適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間 帯			景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺	観資源並びに主要な眺望景観
適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響 境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を 適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間 帯			望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環	に係る環境影響を受けるおそ
五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺 望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環 境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を 適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間 帯			境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を	れがあると認められる地域
景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯			適切かつ効果的に把握できる地点	三 予測対象時期等
望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環 要な眺望景観に係る環境影響 境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を を的確に把握できる時期 適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間 帯			五 調査期間等	景観の特性を踏まえて主要な
境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を 適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間 帯			景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺	眺望点及び景観資源並びに主
適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯			望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環	要な眺望景観に係る環境影響
帯			境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を	を的確に把握できる時期
			適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間	
主要な人 飛行場の 一 調査すべき情報 ー 予測の基本的な手法			带	
エスのハ   加重 / で目載   『例必不即は丁瓜	主要な人	飛行場の	一 調査すべき情報	ー 予測の基本的な手法
と自然との 存在 イ 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 主要な人と自然との触れ合い	と自然との	存在	イ 人と自然との触れ合いの活動の場の概況	主要な人と自然との触れ合い

	1		
触れ合い		ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分	の活動の場について、分布又
の活動の		布、利用の状況及び利用環境の状況	は利用環境の改変の程度を踏
場		二 調査の基本的な手法	まえた事例の引用又は解析
		文献その他の資料及び現地調査による情報の収集	二 予測地域
		並びに当該情報の整理及び解析	調査地域のうち、人と自然との
		三 調査地域	触れ合いの活動の場の特性を
		対象飛行場設置等事業実施区域及びその周辺の区	踏まえて主要な人と自然との触
		域	れ合いの活動の場に係る環境
		四 調査地点	影響を受けるおそれがあると認
		人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて	められる地域
		調査地域における主要な人と自然との触れ合いの	三 予測対象時期等
		活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するた	人と自然との触れ合いの活動
		めに必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地	の場の特性を踏まえて主要な
		点	人と自然との触れ合いの活動
		五 調査期間等	の場に係る環境影響を的確に
		人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて	把握できる時期
		調査地域における主要な人と自然との触れ合いの	
		活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するた	
		めに必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期	
		間、時期及び時間帯	
建設工事	造成等の		ー 予測の基本的な手法
に伴う副	施工に伴		建設工事に伴う副産物の種類
産物	う一時的		ごとの発生及び処分の状況の
	な影響		把握
			二 予測地域
			対象飛行場設置等事業実施区
			域
			三 予測対象時期等
			工事期間
放射線の	造成等の	一 調査すべき情報	一 予測の基本的な手法
量(粉じん	施工によ	イ 放射線の量の状況	事例の引用又は解析
等の発生	る一時的	ロ 気象の状況	二 予測地域
に伴うも	な影響	二 調査の基本的な手法	調査地域のうち、粉じん等の拡
<b>の</b> )		文献その他の資料及び現地調査による情報の収集	散の特性を踏まえて放射線に
		並びに当該情報の整理及び解析	係る環境影響を受けるおそれ
		三 調査地域	があると認められる地域
		粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環	三 予測地点
		境影響を受けるおそれがあると認められる地域	粉じん等の拡散の特性を踏ま
	•	•	•

	四調査地点	えて予測地域における放射線
	粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における	に係る環境影響を的確に把握
	放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するため	できる地点
	に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	四 予測対象時期等
	五 調査期間等	造成等の施工による粉じん等
	粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における	の発生に伴う放射線に係る環
	放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するため	境影響が最大となる時期
	に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、	
	時期及び時間帯	
建設機械	一 調査すべき情報	一 予測の基本的な手法
の稼働	イ 放射線の量の状況	事例の引用又は解析
	ロ 気象の状況	二 予測地域
	ニ 調査の基本的な手法	調査地域のうち、粉じん等の拡
	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集	散の特性を踏まえて放射線に
	並びに当該情報の整理及び解析	係る環境影響を受けるおそれ
	三 調査地域	があると認められる地域
	粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環	三 予測地点
	境影響を受けるおそれがあると認められる地域	粉じん等の拡散の特性を踏ま
	四 調査地点	えて予測地域における放射線
	粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における	に係る環境影響を的確に把握
	放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するため	できる地点
	に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	四 予測対象時期等
	五 調査期間等	建設機械の稼働による放射線
	粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における	に係る環境影響が最大となる
	放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するため	時期
	に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、	
	時期及び時間帯	
資材及び	一 調査すべき情報	一 予測の基本的な手法
機械の運	イ 放射線の量の状況	事例の引用又は解析
搬に用い	ロ 気象の状況	二 予測地域
る車両の	ニ 調査の基本的な手法	調査地域のうち、粉じん等の拡
運行	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集	散の特性を踏まえて放射線に
	並びに当該情報の整理及び解析	係る環境影響を受けるおそれ
	三 調査地域	があると認められる地域
	粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環	三 予測地点
	境影響を受けるおそれがあると認められる地域	粉じん等の拡散の特性を踏ま
	四 調査地点	えて予測地域における放射線
	粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における	に係る環境影響を的確に把握

	T		
		放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するため	できる地点
		に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	四 予測対象時期等
		五 調査期間等	資材及び機械の運搬に用いる
		粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における	車両の運行による放射線に係
		放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するため	る環境影響が最大となる時期
		に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、	
		時期及び時間帯	
放射線の	造成等の	ー 調査すべき情報	一 予測の基本的な手法
量(土砂に	施工によ	イ 放射線の量の状況	事例の引用又は解析
よる水の	る一時的	ロ 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、	二 予測地域
濁りの発	な影響	その調査時における流量の状況を含む。)	調査地域のうち、地域の特性及
生に伴うも		ハ 流れの状況	び土砂による水の濁りの変化
<b>o</b> )		二 気象の状況	の特性を踏まえて放射線に係
		ホ 土質の状況	る環境影響を受けるおそれが
		  二 調査の基本的な手法	あると認められる地域
		   文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物	三 予測地点
		   質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準	地域の特性及び土砂による水
		   に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられた	の濁りの変化の特性を踏まえて
		  ものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解	予測地域における放射線に係
		析	る環境影響を的確に把握できる
		   三 調査地域	地点
		   地域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性	四 予測対象時期等
		   を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれが	造成等の施工による放射線に
		あると認められる地域	係る環境影響が最大となる時
		   四 調査地点	期
		地域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性	
		   を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響	
		を予測し、及び評価するために必要な情報を適切か	
		つ効果的に把握できる地点	
		五 調査期間等	
		一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響	
		を予測し、及び評価するために必要な情報を適切か	
		つ効果的に把握できる期間及び時期	
放射線の	造成等の		
量(建設工	施工によ		建設工事に伴う放射性物質を
事に伴う	る一時的		含む副産物の種類ごとの発生
, -	な影響		及び処分の状況の把握
	0.4/ E		~~ /~/J ~~ /\//// JUJE

副産物に		二 予測地域
係るもの)		対象飛行場設置等事業実施区
		域
		三 予測対象時期等
		工事期間

#### 備考

- 一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 四 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をい う。
- 七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 八 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。